

2019 年9月 10 日の ILO 第 87 号条約(結社の自由及び団結権の保護に関する条約)
に関する日本政府報告への追加情報

2019 年7月1日付けの連帯・杉並から ILO 条約勧告適用専門家委員会宛の意見に関し、日本政府は、以下のとおり追加情報を提出する。

1 2017年の地方公務員法及び地方自治法の一部改正について

2017年の地方公務員法及び地方自治法の一部改正は、臨時・非常勤職員の任用の適正化を図るものである。具体的には、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、並びに一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化を図るとともに、一般職の非常勤職員に対する給付について規定の整備を行っている。

改正法で特別職の任用の適正の確保が図られたことにより、本来の制度趣旨に鑑みれば特別職として任用されるべきではなかった者については、一般職へ移行することとなる。これに伴い、労働基本権の態様が変化することとなるが、あくまで本来制度が想定していた任用の適正が確保されたことによるものである。

そのため、改正法が臨時・非常勤職員から労働基本権を奪うものであるという連帯・杉並の指摘は誤りである。

なお、特別職から一般職の非常勤職員へ移行することで、常勤の職員と同様に地方公務員法上の身分保障や必要な給付を受けることが可能となることから、今回の改正はむしろ臨時・非常勤職員の処遇改善に資する改正であると認識している。

2 2018年のILO 総会基準適用委員会日本案件第 87 号条約個別審査議長集約について

地方公務員の労働基本権については、国家公務員制度改革基本法附則第2条において、「国家公務員の労使関係制度に係る措置に併せ、これと整合性をもって、検討する」とされており、2018 年 ILO 総会基準適用委員会議長集約における要請に対する日本政府の報告で述べた国家公務員の検討を踏まえて、職員団体等の意見も伺いながら、慎重に検討していくこととなる。